



仙台市公認排水設備工事 業者・専属責任技術者規則集

令和4年5月

仙台市建設局下水道経営部業務課



「仙台市公認排水設備工事業者・責任技術者規則集」

目 次

1.	仙台市の公認業者・責任技術者制度について（解説）	1
2.	公認業者・責任技術者の規則	
	「仙台市下水道条例（抄）」	6
	「仙台市公認排水設備工事業者規則（抄）」	14
	「仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱」	18
	●関連様式	
(1)	排水設備工事業者承認申請書（様式1）	25
(2)	公認業者登録事項変更届（様式2）	26
(3)	専属責任技術者登録事項変更届（様式3）	27
(4)	履歴書（法人代表者・支店等代表者）（様式4）	28
(5)	排水設備工事業者承認辞退届（様式5）	29
(6)	排水設備工事責任技術者登録申請書（様式7）	30
(7)	責任技術者登録事項変更届（様式8）	31
(8)	責任技術者証再交付申請書（様式10）	32
(9)	排水設備工事責任技術者登録取消願（様式11）	33
3.	付属資料 公認業者・責任技術者関連法律、規則等	
(1)	下水道法（抄）	35
(2)	下水道法施行令（抜粋）	38
(3)	仙台市下水道条例施行規則（抄）	39
(4)	仙台市農業集落排水事業条例（抄）	42
(5)	仙台市農業集落排水事業条例施行規則（抄）	45
(6)	仙台市地域下水道条例（抄）	47
(7)	仙台市地域下水道条例施行規則	49
(8)	仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱	50
(9)	仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱実施細目	52
(10)	仙台市私道公共下水道設置基準要綱	53
(11)	仙台市共同排水設備設置補助要綱	55

★仙台市の公認業者・責任技術者制度について（解説）★

はじめに ～「規則集」作成にあたって～

仙台市では、昭和 40 年度から、排水設備工事に関し知識・技能を有する者として市長が登録する「責任技術者」と、この者を専属させ排水設備工事を適正に遂行できる工事業者を「公認業者」として承認する「公認業者制度」を採用しています。

この制度の位置づけを明確にするため、平成 7 年 4 月に改正した「仙台市下水道条例」では、「排水設備等の工事の施工に係る資格」として「公認業者」について規定しました。この条例改正と併せ「仙台市公認排水設備工事業者規則」を制定し、公認業者の承認と責任技術者の登録の要件、責務、不利益処分等や排水設備工事の施工において遵守すべき事項等を詳しく規定しました。また、平成 10 年 3 月からは規制緩和に伴い条例及び規則の一部を改正、平成 12 年 12 月には地方自治法の改正に伴い条例、規則の大幅な改正を行っています。

さらに令和 4 年 7 月 1 日より、「仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱」の適用基準の一部見直し及び明確化を行うことで、法令に則った適正な工事の徹底を図ることとしております。

公認業者や責任技術者の方には、仙台市の「公認業者制度」についてより一層の理解をいただき、排水設備工事の適正な施工を確保するため、この「規則集」を常にお手元に置き業務に活用いただきたいと思います。

公認制度の意義について

下水道における排水設備は、それを使用する者が自己の責任において適正に設置するよう義務づけられています。この排水設備は、住民の私的設備として位置づけられていますが、それが公共施設である公共下水道に直接影響を及ぼすことから設置に関しては、下水道法施行令第 8 条に規定されている構造の技術上の基準に適合した施工がなされなければなりません。その適正な施工を確保するために、各市町村でも条例、規則等により一定の施工基準を定めています。特に、排水設備工事を施工するにあたっては、専門的技術を必要とすることから、工事業者は技術的能力を有することはもちろんのこと、関係法令等を熟知しこれらを遵守しなければなりません。

このため、多くの自治体では排水設備工事を施工できる専門の業者として、条例等により、責任技術者が専属していることなどの基準を定めて承認（指定）しています。

1. 公認業者

■公認業者承認の基準

承認の基準は、仙台市下水道条例（以下、「条例」と記す。）第6条の3第1項に次のとおり定めています。

- (1) 宮城県の区域内に営業所を有すること
- (2) 専属の責任技術者（※1(一財)宮城県下水道公社の実施した試験を合格、又は更新講習を修了し仙台市に登録している者に限る。）を1名以上置いていること
（※1）令和4年度から、公益社団法人宮城県建設センター（以下、「建設センター」という。）にて実施。
- (3) 申請者が、条例第6条の3第1項第1号イからニの欠格事項に該当していないこと
- (4) 申請者が法人である場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者）のうち、前記(3)の欠格事由に該当する者がいないこと

■承認の申請（公認業者規則第3条）

承認を受けようとする工事業者は、排水設備工事業者承認申請書（様式1）に所定の書類（様式1に記載のもの）を添付して申請してください。

【承認申請の受付期間】

毎年2月、6月、10月の1日から末日までの年3回受け付けます。

■承認の有効期間（条例第6条の2第2項）

5年間

■承認の更新申請（公認業者規則第3条第4項）

承認の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了の日の2ヶ月前（1月末日）までに承認更新申請書を提出してください。

■公認証（条例第6条の5）

承認したときは、その工事業者に「公認証」を交付します。

- (1) 公認証を滅失・棄損した場合は、申請して再交付を受けてください。
- (2) 承認を取消されたり、承認の効力を停止された場合は公認証を返納してください。

■公認業者の届出事項

次の場合は、変更等の届出を行うことになっています。（条例第6条の6）

変更事項	届出の期限	届出の様式
(1)公認業者の商号又は名称 (2)県内営業所の名称及び所在地 (3)公認業者の代表者（法人の場合は、その役員）の氏名及び住所並びに県内営業所に支配人があるときは、その者の氏名及び住所	2週間以内	公認業者登録事項変更届 （様式2） (3)の場合、様式2に加え、 履歴書（法人代表者、支店 等代表者） （様式4）

変 更 事 項	届出の期限	届出の様式
(4)専属の責任技術者の氏名及び住所	2週間以内	専属責任技術者登録事項 変更届 (様式 3)
公認業者規則第 5 条第 2 項に定める場合	30 日以内	排水設備工事業者承認 辞退届 (様式 5)
上記以外で公認業者が営業を廃止、停止	ただちに	

(停止した営業を再開する場合は、ただちにご報告ください。)

2. 責任技術者

■責任技術者の登録の資格

仙台市に責任技術者として新たに登録できる人は、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 一般財団法人宮城県下水道公社の実施した「下水道排水設備工事責任技術者試験」(以下、「試験」と記す。)に合格した者〔※1 参照〕
- (2) 条例第 6 条の 10 第 2 項の欠格事由に該当していない者

【試験の実施について】

建設センターによる試験は、毎年 1 回 11 月中旬ころ実施されます。申込みの受付は、毎年 9 月初旬ころに登録を予定している各市町村の窓口で行っています。詳細は、建設局下水道経営部業務課 (☎214-8809) までお問い合わせください。

■登録の申請 (公認業者規則第 13 条)

登録を受けようとする方は、責任技術者登録申請書 (様式 7) に試験合格証の写しと身元証明書 (市町村によっては身分証明書という場合もある。本籍地の市町村で発行。)を添付して申請してください。

■登録の有効期間 (条例第 6 条の 9 第 2 項)

5 年間

■登録の更新申請 (公認業者規則第 13 条第 2 項)

登録の更新を受けようとする場合は、有効期限満了の 1 ヶ月前 (11 月末日) までに更新登録申請書を提出してください。

登録の更新申請には、建設センターの実施する責任技術者更新講習の修了証が必要になりますので、必ず受講してください。

■責任技術者証 (条例第 6 条の 12)

仙台市に登録したときは、「排水設備工事責任技術者証」を交付します。

- (1) 記載事項に変更があるときは、届出をして責任技術者証の再交付を受けて下さい。
- (2) 滅失・棄損した場合は、責任技術者証再交付申請書(様式10)により再交付を受けてください。
- (3) 排水設備工事の業務に従事するときは、常に携帯し、関係者から請求があるときは提示してください。
- (4) 登録を抹消されたり、効力を停止された場合は返納してください。

■責任技術者の届出事項(条例第6条の13)

次の場合は、変更等の届出を行うことになっております。

変 更 事 項	届出の期限	届出の様式
(1)氏名、住所、本籍 (2)専属する公認業者	2週間以内	責任技術者登録事項変更届 (様式8)
公認業者規則第15条第2項に定める場合	30日以内	責任技術者登録取消願 (様式11)
上記以外で、登録資格を返上するとき	ただちに	

3.責務と指導・処分

■公認業者及び責任技術者の責務(条例第6条の4、第6条の11)

公認業者及び責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則の定めるところに従って、適正に排水設備工事を施工する責務があります。

具体的な責務の内容は、次のとおりになっています。

	具体的な責務の内容	規定条項
公認業者	(1)排水設備工事の確認(変更の確認を含む)を得てから工事に着手すること	条例第5条 規則第9条
	(2)工事完了後5日以内に竣工届を提出し、検査を受けること	条例第6条第1項
	(3)工事を施工する場合、専属の責任技術者にその職務を行わせること	条例第6条の4第1項

	具体的な責務の内容	規定条項
公認業者	(4) 法令、条例、規則の順守 ① 正当な理由がない限り、工事の依頼を拒否しないこと ② 自己の名義で他人に工事の施工をさせないこと ③ 検査で不合格のときは、適合するよう補修すること	条例第6条の4第2項 規則第7条 規則第8条 規則第10条
	(5) 商号、名称等に変更等があるときは、届け出ること	条例第6条の6 規則第5条
	(6) 市長の報告の請求又は立入調査を正当な理由がなく拒否しないこと	条例第6条の7
責任技術者	(1) 責任技術者の責務 ① 排水設備工事が法令の規定に適合していることの確認 ② 竣工検査の立会い	条例第6条の11第1項
	(2) 氏名、住所等に変更があるときは、届出ること	条例第6条の13 規則第15条

■責務（条例）に違反する行為に対する処分

上記の責務に違反する行為又は公認業者、責任技術者としてふさわしくない行為、事由（不都合行為）があるときは、公認業者、責任技術者それぞれについて、次のような処分ができることを条例で規定しています。

<公認業者> 6月以内の承認の効力停止又は承認の取消（条例第6条の8）
<責任技術者> 6月以内の登録の効力停止又は登録の抹消（条例第6条の14）

■指導・処分

- (1) 仙台市では、適正な工事の実施と責務に違反する行為をなくすように、公認業者、責任技術者に対し指導を行っています。不都合行為があった場合の個別の文書指導及び処分を行う基準については、「仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱」（以下、「要綱」と記す。）に定めています。
- (2) 要綱では、公認業者、責任技術者それぞれについて持点制をとり、不都合行為が確認されたときはその行為に相当する減点を行い、持点が一定の点数以下になったときは、それに該当する指導・処分を行うものとしています。
- (3) 処分を行う場合は、これに先立ち「仙台市行政手続条例第11条」の規定に基づき、意見陳述のための手続き（聴聞又は弁明の機会の付与）を執ることになっています。

仙台市下水道条例（抄）

（昭和 35 年 10 月 10 日仙台市条例第 19 号）

最終改正 令和 3 年 10 月条例第 34 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 公共下水道（第 2 条の 2～第 13 条）

第 3 章 雑則（第 14 条～第 16 条）

第 4 章 罰則（第 17 条～第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（この条例の趣旨）

第 1 条 本市の設置する公共下水道の構造、管理及び使用については、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第 2 条第 1 号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第 2 条第 1 号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 終末処理場 法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。
- (5) 処理区域 法第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- (6) 排水設備 法第 10 条第 1 項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (7) 除害施設 法第 12 条第 1 項に規定する除害施設をいう。
- (8) 特定事業場 法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。
- (9) 義務者 法第 10 条第 1 項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいう。
- (10) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- (11) 水道及び給水装置 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道及び同条第 9 項に規定する給水装置をいう。
- (12) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね 1 月の期間（その始期及び終期は市長が定める。）をいう。

第 2 章 公共下水道

（構造の技術上の基準）

第 2 条の 2 法第 7 条第 2 項の規定により条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、下水道法

施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。）第 5 条の 8 から第 5 条の 11 までに規定する基準（令の改正に際し定められたこれらの規定に係る経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（終末処理場の維持管理）

第 2 条の 3 法第 21 条第 2 項の規定による終末処理場の維持管理は、令第 13 条各号（令の改正に際し定められたこれらの規定に係る経過措置を含む。）の定めるところにより行わなければならない。

（排水設備の設置等）

第 3 条 義務者は、公共下水道の供用開始の日から 3 月以内に、排水設備を設置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号の一に該当する場合は、期間の延長を許可することができる。

- (1) 地勢上、自然流下によっては、公共下水道への下水の排出が困難であると認められるとき。
- (2) 災害があった場合において、特に必要があると認められるとき。
- (3) その他特別の事情があると認められるとき。

（排水設備の接続方法、内径その他の基準）

第 4 条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行なおうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水設備（法第 11 条第 1 項の規定により又は同項の規定に該当しない場合に、所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「公共ます等」という。）に固着させること。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては、公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、市長が別に定める基準によること。
- (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が 3 メートル以下のものの内径は、75 ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位人）	排水管の内径（単位ミリメートル）
150 未満	100 以上（勾配 100 分の 2 以上）
150 以上 300 未満	125 以上（勾配 100 分の 1.7 以上）
300 以上 500 未満	150 以上（勾配 100 分の 1.5 以上）
500 以上	200 以上（勾配 100 分の 1.2 以上）

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積（単位平方メートル）	排水管の内径（単位ミリメートル）
200 未満	100 以上（勾配 100 分の 2 以上）
200 以上 400 未満	125 以上（勾配 100 分の 1.7 以上）
400 以上 600 未満	150 以上（勾配 100 分の 1.5 以上）
600 以上 1,500 未満	200 以上（勾配 100 分の 1.2 以上）
1,500 以上	250 以上（勾配 100 分の 1 以上）

（排水設備等設置の申請及び確認）

第 5 条 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行なおうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更については、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

（排水設備等竣工届及び検査）

第 6 条 排水設備等の新設等を行なった者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から 5 日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査に合格したときは、市長は、当該排水設備等の新設等を行なった者に対し、検査済証及び章標を交付する。

（排水設備等の工事の施工に係る資格）

第 6 条の 2 排水設備等の新設等の工事（市長の定める軽微な工事を除く。以下「排水設備工事」という。）は、市長の承認を受けた事業者（以下「公認業者」という。）でなければ、施工してはならない。

- 2 前項の承認は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

（承認の基準等）

第 6 条の 3 市長は、前条第 1 項の承認を申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、承認するものとする。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること

イ 精神の機能の障害により排水設備工事を適正に施工するに当たって必要な認知、判断及び意思疎

通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 第六条の八第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ニ 排水設備工事に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

(2) 宮城県内に営業所を有する者であること

(3) 宮城県内の営業所(以下「県内営業所」という。)ごとに、第6条の9第1項の規定により排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)として登録を受けた者を1名以上専属させている者であること

2 市長は、前条第1項の承認を行ったときは、直ちにその旨を公告するものとする。

3 承認の更新については、前2項の規定を準用する。

(公認業者の責務)

第6条の4 公認業者は、排水設備工事を施工する場合においては、専属の責任技術者に第6条の11第1項各号に規定する職務を行わせなければならない。

2 公認業者は、下水道に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い、適正に排水設備工事を施工しなければならない。

(公認証の交付及び返納)

第6条の5 市長は、第6条の2第1項の承認をしたときは、公認業者に対し公認証を交付するものとする。

2 公認業者は、第6条の8第1項若しくは第2項の規定により承認が取り消され、又は第6条の2第2項の規定により承認が効力を失ったときは、速やかに公認証を市長に返納しなければならない。

3 公認業者は、第6条の8第1項の規定により承認の効力が停止されたときは、速やかに公認証を市長に提出しなければならない。この場合において、承認の効力の停止が解除され、又は停止の期間が満了したときは、市長は、申請により当該公認証を返還するものとする。

(公認業者に関する変更等の届出)

第6条の6 公認業者は、商号、名称その他規則で定める事項に変更があったときは、2週間以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 公認業者は、営業を廃止し(規則で定める場合を除く。)、若しくは停止し、又は停止した営業を再開するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び調査)

第6条の7 市長は、排水設備工事の適切な施工を確保するため必要があると認めるときは、公認業者に対して、県内営業所における事業の状況に関し必要な報告を求め、又は職員に県内営業所に立ち入

らせ、その事業の状況若しくは設備、書類その他の物件を調査させることができる。

(承認の取消し又は効力の一時停止)

第6条の8 市長は、公認業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2第1項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて承認の効力を停止することができる。

- (1) 第6条の4第1項又は第2項に規定する公認業者の責務に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき
- (2) 第6条の6第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (3) 不正の手段によって承認又はその更新を受けたとき
- (4) 前条の規定による市長の報告の請求又は立入調査を正当な理由なしに拒絶したとき
- (5) 排水設備工事の施工に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められるとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、公認業者として著しく不適當な事由があると認められるとき

2 市長は、公認業者が第6条の3第1項に規定する基準に適合しないこととなったときは、その承認を取り消すものとする。

3 公認業者は、第1項の規定により承認の効力の停止を受けたときは、その効力の停止期間中、排水設備工事を施工することができない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により承認を取り消し、又は承認の効力を停止したときは、直ちにその旨を公告するものとする。

(責任技術者の登録)

第6条の9 市長は、責任技術者についての登録を行う。

2 前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

(責任技術者の登録の資格)

第6条の10 規則で定める試験に合格した者は、前条第1項の登録を受ける資格を有するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条第1項の登録を行わないものとする。

- (1) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 第六条の十四第一項の規定により登録を抹消され、その抹消の日から二年を経過しない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

3 登録の更新の基準については、前項の規定を準用する。

(責任技術者の責務)

第6条の11 責任技術者は、排水設備工事に際しては、次に掲げる職務を行わなければならない。

- (1) 排水設備工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 排水設備工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(4) 第6条第1項に規定する検査の立ち会い

2 責任技術者は、下水道に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い、前項各号に規定する職務を誠実に行わなければならない。

(責任技術者証の交付、提示及び返納)

第6条の12 市長は、第6条の9第1項の登録をしたときは、責任技術者に対し、責任技術者証を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事に係る業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、第6条の14第1項若しくは第2項の規定により登録が抹消され、又は第6条の9第2項の規定により登録が効力を失ったときは、速やかに責任技術者証を市長に返納しなければならない。

4 責任技術者は、第6条の14第1項の規定により登録の効力が停止されたときは、速やかに責任技術者証を市長に提出しなければならない。この場合において、登録の効力の停止が解除され、又は停止の期間が満了したときは、市長は、申請により当該責任技術者証を返還するものとする。

(責任技術者に関する変更等の届出)

第6条の13 責任技術者は、氏名、住所その他規則で定める事項に変更があったときは、2週間以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消又は効力の一時停止)

第6条の14 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の9第1項の登録を抹消し、又は6月以内の期間を定めて登録の効力を停止することができる。

(1) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

(2) 不正の手段によって登録又はその更新を受けたとき

(3) 責任技術者の職務につき、不正又は著しく不当な行為をしたと認められるとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、責任技術者として著しく不適当な事由があると認められるとき

2 市長は、責任技術者が第6条の10第2項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当することとなったときは、その登録を抹消するものとする。

3 責任技術者は、第1項の規定により登録の効力の停止を受けたときは、その効力の停止期間中、第6条の11第1項各号に規定する職務を行うことができない。

(義務者の異動の届出)

第7条 義務者に異動があったときは、新旧義務者は連署して、すみやかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(義務者の管理人の選定)

第8条 義務者は市内に居住しないときは、この条例に関する一切の事項を処理させるため、市内居住

の管理人を選定し、すみやかに、その旨を市長に届け出なければならない。管理人に異動があったとき、また同じ。

2 市長は、管理人を不相当と認めたときは、その変更を命ずることができる。

(使用の開始等の届出)

第9条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、すみやかに、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 前2条の規定は、使用者にこれを準用する。

以下、略

第10条 (特定事業場からの下水の水質の基準)

第10条の2 (除害施設の設置)

第11条

第11条の2 (し尿の排除の制限)

第11条の3 (使用料)

第11条の4 (排出汚水量の算定)

第11条の5 (中途における使用の開始、中止等の場合の使用料)

第11条の6 (使用料の徴収方法)

第11条の7 (概算使用料の前納)

第11条の8 (資料の提出)

第11条の9 (使用料の減免)

第12条 (行為の許可)

第13条 (許可を要しない軽微な変更)

第3章 雑則

第14条 (占用)

第15条 (原状回復)

第16条 (委任)

第4章 罰則

(過料)

第17条 次の各号に掲げる者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者

(2) 排水設備等の新設等を行って、第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者

- (3) 第6条の2第1項又は第6条の4第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施工した者
- (4) 第9条第一項の規定による届出を怠った者
- (5) 第10条の2、第11条又は第11条の2の規定に違反した者
- (6) 第11条の8の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第15条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (8) 第5条第1項若しくは第12条第1項の規定による申請書若しくは書類、第5条第2項本文若しくは第9条第1項の規定による届出書、第11条の4第2項の規定による申告書又は第11条の8の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者

第18条 偽りその他不正の手段により、使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

附 則(令三、一〇・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年一月四日から施行する。

仙台市公認排水設備工事業者規則（抄）

（平成 12 年 12 月 15 日仙台市規則第 122 号）

仙台市公認排水設備工事業者規則(平成 7 年仙台市規則第 49 号)の全部を改正する。

最終改正 令和 4 年 3 月規則第 30 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 公認業者(第 3 条～第 11 条)
- 第 3 章 責任技術者(第 12 条～第 16 条)
- 第 4 章 公認業者等審査委員会(第 17 条～第 23 条)
- 第 5 章 雑則(第 24 条～第 26 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、仙台市下水道条例(昭和 35 年仙台市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 6 条の 2、第 6 条の 6、第 6 条の 8 から第 6 条の 10 まで、第 6 条の 13、第 6 条の 14 及び第 16 条の規定に基づき、排水設備工事の施工に係る資格等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第 2 章 公認業者

(承認等の申請)

第 3 条 条例第 6 条の 2 第 1 項の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、2 月 1 日から同月末日までの間、6 月 1 日から同月末日までの間又は 10 月 1 日から同月末日までの間に、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 県内営業所の名称及び所在場所
- (3) 申請者(法人である場合においては、その役員)の氏名及び住所並びに県内営業所に支配人があるときは、その者の氏名及び住所
- (4) 専属の責任技術者の氏名及び住所

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者(法人である場合においては、その役員。県内営業所に支配人があるときは、その者)の履歴書及び住民票記載事項証明書並びに身元証明書(日本国籍を有しない者であるときは第六条の三第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しない者である旨を誓約する書類(次項において「誓約書」という。))
- (2) 法人である場合においては、その法人の登記事項証明書及び定款の写し
- (3) 専属の責任技術者の名簿及び責任技術者証の写し
- (4) 保有機器調書
- (5) 県内営業所の写真、平面図及び付近見取図

(6) その他市長が必要と認める書類

- 3 法人の役員のうち当該法人を代表する役員でない者は、誓約書をもって前項第一号に掲げる書類に代えることができる。
- 4 公認業者は、承認の更新を受けようとするときは、条例第6条の2第2項に規定する有効期間の満了の日の2月前までに、第1項各号に掲げる事項を記載した承認更新申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の承認更新申請書について準用する。

(公認業者名簿)

第4条 市長は、公認業者名簿を作成し、公認業者の公認番号及び承認の年月日並びに前条第1項各号に掲げる事項を登載するものとする。

- 2 公認業者名簿は、一般の閲覧に供するものとする。

(公認業者に関する変更等の届出)

第5条 条例第6条の6第1項に規定する規則で定める事項は、第3条第1項第2号から第4号までに規定する事項とする。

- 2 条例第6条の6第2項に規定する規則で定める場合は、公認業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合とし、当該各号に掲げる者は、その日(第1号又は第3号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 精神の機能の障害により排水設備工事を適正に施工するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となった場合 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

(4) 破産手続開始の決定を受けた場合 その破産管財人

(5) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

(公認証の再交付)

第6条 公認業者は、公認証を滅失し、又は毀損したときは、申請により公認証の再交付を受けなければならない。

(公認業者の承諾義務)

第7条 公認業者は、排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(名義貸しの禁止)

第8条 公認業者は、自己の名義をもって、他人に排水設備工事の施工をさせてはならない。

(排水設備工事の着手時期等)

第9条 公認業者は、条例第5条第1項の確認を受ける前に、排水設備工事に着手してはならない。

- 2 公認業者は、条例第5条第2項の確認を受ける前に、排水設備工事の変更を行ってはならない。

(補修責任)

第10条 公認業者は、条例第6条第1項の検査の結果不合格とされたときは、その責任において工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するように補修しなければならない。

(標識の掲示)

第 11 条 公認業者は、県内営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、市長が定めるところにより公認業者であることを示す標識を掲げるものとする。

第 3 章 責任技術者

(責任技術者試験)

第 12 条 条例第 6 条の 10 第 1 項に規定する規則で定める試験は、公益社団法人宮城県建設センター（次条第 2 項において「県センター」という。）が実施する宮城県下水道排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）とする。

(登録等の申請)

第 13 条 条例第 6 条の 9 第 1 項の登録を受けようとする者は、登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 試験の合格証

(2) 身元証明書(日本国籍を有しない者であるときは、住民票記載事項証明書及び条例第 6 条の 10 第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない者である旨を誓約する書類)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 責任技術者は、登録の更新を受けようとするときは、条例第 6 条の 9 第 2 項に規定する有効期間の満了の日の一月前までに、更新登録申請書に県センターが実施する排水設備工事責任技術者更新講習の修了証並びに前項第二号及び第三号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(登録の登載事項)

第 14 条 条例第 6 条の 9 第 1 項の登録は、市長が、責任技術者登録簿に氏名、生年月日、住所、試験の合格番号、登録番号、登録年月日及び所属する事業者の商号又は名称その他市長が必要と認める事項を登載して行うものとする。

(責任技術者に関する変更等の届出)

第 15 条 条例第 6 条の 13 に規定する規則で定める事項は、責任技術者の所属する事業者の商号又は名称その他市長が必要と認める事項とする。

2 責任技術者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第 1 号又は第二号の場合にあっては、その事実を知った日)から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となった場合 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

(3) 破産手続開始の決定を受けた場合 その破産管財人

(責任技術者証の再交付)

第 16 条 責任技術者は、責任技術者証を滅失し、又は毀損したときは、申請により責任技術者証の再交付を受けなければならない。

第4章 公認業者等審査委員会

(設置)

第17条 公認業者の承認、責任技術者の登録の効力の停止等に関する事務の適正を図るため、公認業者等審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第18条 委員会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 公認業者の承認、承認の効力の停止及び承認の取消しに関する事項
- (2) 責任技術者の登録の効力の停止及び登録の抹消に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、公認業者及び責任技術者に関し市長が必要と認める事項

以下、略

第19条 削除

第20条 (委員長及び副委員長)

第21条 (委員及び特別委員)

第22条 (会議)

第23条 (庶務)

第5章 雑則

(市長の定める軽微な工事)

第24条 条例第6条の2第1項に規定する市長の定める軽微な工事は、次に掲げるものとする。

- (1) ますのふたの据付け又は取替えに係る工事
- (2) ますの嵩上げ又は嵩下げに係る工事
- (3) 防臭装置その他の排水設備の附属装置の修繕に係る工事

(事務講習会)

第25条 市長は、排水設備工事の適切な施工に資するため、必要に応じて事務講習会を開催し、下水道に関する法令、条例及び規則の講習並びに排水設備工事に関する技術上の指導を行うものとする。

2 公認業者及び責任技術者は、前項の事務講習会に出席するよう努めるものとする。

(委任)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則 (令四、三・改正)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度から令和3年度までに一般財団法人宮城県下水道公社が実施した宮城県下水道排水設備工事責任技術者試験は、改正後の第12条に規定する試験とみなして、仙台市公認排水設備工事業者規則第13条第1項第1号及び第14条を適用する。

3 平成29年度から令和3年度までに一般財団法人宮城県下水道公社が実施した排水設備工事責任技術者更新講習の修了証は、改正後の第13条第2項の修了証とみなす。

仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱

(平成7年5月25日下水道局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、仙台市下水道条例（昭和35年仙台市条例第19号。以下「条例」という。）

第6条の8第1項の規定に基づく公認業者の承認の取消し又は効力の一時停止及び第6条の14第1項の規定に基づく責任技術者の登録の抹消又は効力の一時停止の処分並びに公認業者及び責任技術者（以下「公認業者等」という。）の指導に関する基準等を定めることを目的とする。

(指導)

第2条 市長は、公認業者等が、条例第6条の8第1項各号及び第6条の14第1項各号に規定する行為及び事由（以下「不都合行為等」という。）に該当するときは、当該規定による処分のほか、文書により指導を行うことができるものとする。

2 前項の規定による指導は、別表第1に定めるとおりとする。

(指導及び処分の基準)

第3条 前条第1項の指導及び処分は、持点減点法（不都合行為等が確認された場合に、公認業者等がそれぞれ有している所定の持点から当該不都合行為等の内容に応じて定められた減点を行う方法）により行うものとし、その基準は別表第2に定めるとおりとする。

2 公認業者等の持点は、別表第3に定めるとおりとする。

3 第1項の減点は、別表第4に定めるとおりとし、減点をした日から2年を経過する日までの間効力を有するものとする。

4 一の工事につき2以上の不都合行為等に該当することが認められた場合については、第1項の減点は、それぞれの不都合行為等の減点数の合計とする。

5 公認業者等は、各自の持点の状況を確認することができる。

(諮問)

第4条 市長は、別表第1に定める文書警告を行うときは、公認業者等審査委員会に諮問するものとする。

2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、公認業者等審査委員会の意見を参酌し理由があると認めるときは、減点法による処分を軽減することができる。

(その他)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成7年8月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成13年2月1日から実施する。

附 則 (平成15年3月27日改正)

(実施期日)

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年3月22日改正)

(実施期日)

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

別表第1 (第2条, 第4条関係) 文書指導の種類

文書内容	様式
公認業者 文書注意 責任技術者 文書注意	文書様式 第1号
公認業者 文書嚴重注意 責任技術者 文書嚴重注意	文書様式 第2号
公認業者 文書警告 責任技術者 文書警告	文書様式 第3号
公認業者 処分決定通知書 責任技術者 処分決定通知書	文書様式 第4号

※不都合行為がみられた場合は、別紙報告書(文書様式第5号)にて内容の報告を求める。

別表第2 (第3条関係) 指導・処分の基準

	持 点	公認業者	責任技術者
指	290点以下 201点以上のとき (減点数 10 ~ 99)	口頭注意	口頭注意
	200点以下 151点以上のとき (減点数 100 ~ 149)	文書注意	文書注意
導	150点以下 101点以上のとき (減点数 150 ~ 199)	文書嚴重注意	文書嚴重注意
	100点以下 71点以上のとき (減点数 200 ~ 229)	文書警告	文書警告

処 分	70 点以下 41 点以上のとき (減点数 230 ~259)	1 月間の 承認効力停止	1 月間の 登録効力停止
	40 点以下 21 点以上のとき (減点数 260 ~279)	2 月間の 承認効力停止	2 月間の 登録効力停止
分	20 点以下 1 点以上のとき (減点数 280 ~299)	3 月間の 承認効力停止	3 月間の 登録効力停止
	0 点以下のとき (300 以上)	6 月間の承認効力 停止又は承認取消	6 月間の登録効力 停止又は登録取消

別表第 3 (第 3 条関係) 持 点

本要綱施行日 (本要綱施行日以降において、承認又は登録された場合は、その承認日又は登録日) における持点	公認業者 300 点
	責任技術者 300 点
不都合行為等が確認された場合における持点	公認業者 当該不都合行為等が確認される前に有した持点から、当該不都合行為等の減点数を減じた点数
	責任技術者 当該不都合行為等が確認される前に有した持点から、当該不都合行為等の減点数を減じた点数
承認又は登録の効力の停止の期間が満了した日における持点	公認業者 300 点
	責任技術者 300 点

別表第4（第3条第3項関係） 不都合行為等の種別と減点数

1. 公認業者 条例第6条の8第1項に規定する不都合行為等の減点数

該当条項	不都合行為等の内容	減点数
条例第6条の8第1項第1号 (規則第9条第1項)	条例第5条第1項の確認を受けずに工事に着手した場合 ・無届工事, 確認通知前の着工	100点
(規則第9条第2項)	条例第5条第2項の変更の確認を受けずに工事を行った場合 ・変更確認の無届	20点
(規則第7条)	正当な理由がなく工事を拒否した場合	40点
(規則第8条)	自己の名義で他人に施工させた場合 ・自ら現場施工管理を行っていない場合	40点
(規則第10条)	竣工検査で不合格とされたにもかかわらず指示された期間内に規定に適合する補修をしなかった場合 ・補修には書類の修正も含む ・補修期間は原則2週間とする(承認を得て期間を延長する場合はこの限りではない)	40点
(条例第6条の4第1項)	排水設備工事の施工に際し専属の責任技術者にその職務を行なわせなかった場合 工事を担当した責任技術者を竣工検査に立ち合わせなかった場合 ・病気などやむを得ないと認められる理由がある場合は検査前に申し出ること	40点 [職務不履行] 10点 [検査不立会]
(条例第6条第1項)	条例第6条第1項に規定する工事完了の届けを工事完了から5日以内に提出しない場合 ・工事完了とは, 現場の施工および竣工届(竣工図書)の作成が完了した時点とする ・正当な理由がなく竣工届(竣工図書)の作成のために工期を延期することはできない	10点 [一部開始提出有] 30点 [一部開始未提出]
条例第6条の8第1項第2号	条例第6条の6第1項に規定する事項の変更を2週間以内に届け出なかった場合	10点
	上記の事項について虚偽の届出をした場合	40点

条例第6条の8第1項第3号	不正の手段によって承認又はその更新を受けた場合	300点
条例第6条の8第1項第4号 (条例第6条の7)	正当な理由がなく市長の報告の請求又は立入調査を拒絶した場合	40点
条例第6条の8第1項第5号	排水設備工事の施工に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められる場合 [著しい不当行為] ・申請内容と著しく異なる施工 ・重大な指示, 指導不履行 等 [不正な行為] ・誓約違反 ・虚偽報告 ・指示, 指導不履行 等	100点 [著しい不当行為] 40点 [不正な行為]
条例第6条の8第1項第6号	公認業者として著しく不適當な事由(重大な法令違反等)があると認められる場合	300点

2. 責任技術者 条例第6条の14第1項に規定する不都合行為等の減点数

該当条項	不都合行為等の内容	減点数
条例第6条の14第1項第1号	条例第6条の13に規定する事項の変更を2週間以内に届け出なかった場合	10点
	上記の事項について虚偽の届出をした場合	40点
条例第6条の14第1項第2号	不正の手段によって登録又はその更新を受けた場合	300点
条例第6条の14第1項第3号	条例第5条第1項の確認を受けず工事に着手した場合 ・無届工事、確認通知前の着工	100点
	条例第5条第2項の変更の確認を受けずに工事を行った場合 ・変更確認の無届	20点
	条例第6条第1項の検査の立会いを行わなかった場合 ・病気などやむを得ないと認められる理由がある場合は検査前に申し出ること	10点
	排水設備工事に際し、自己の名義で他人に責任技術者の職務を行わせた場合 ・自ら現場施工管理を行っていない場合	40点
	以上の他、責任技術者の職務につき不正又は著しく不当な行為をしたと認められる場合 [著しい不当行為] ・申請内容と著しく異なる施工 ・重大な指示、指導不履行 等 [不正な行為] ・誓約違反 ・虚偽報告 ・指示、指導不履行 等	100点 [著しい不当行為] 40点 [不正な行為]
条例第6条の14第1項第4号	責任技術者として著しく不適當な事由（重大な法令違反等）があると認められる場合	300点